

令和5年第9回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和5年8月24日（木）第9回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員 0人

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 査 永 嶋 将

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分、第9回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

1番 田野井 晃 造 委員、 10番 奈 良 茂 男 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買5件、遺贈1件、合計6件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番仁神堂町の件は、下武子町の●●さんから仁神堂町の認定こども園経営の●●への売買です。今までも長く、子供たちが野菜を作っていたとのこと。問題ありませんのでご承認のほどよろしくをお願いいたします。

◎関口 清委員 2番、上殿町の件は、●●さんが亡くなり、遺言により万町の●●さんに特定遺贈するものであります。なお●●さんは●●さんの兄の奥さんであります。●●さんは生前より●●さんの土地を借り受け農業を営んでおり、現在水稲と野菜を栽培しております、問題はありますのでご承認をお願いいたします。

◎仲田裕子委員 3番、上殿町の件は、上殿町の●●さんから●●さんへの売買です。●●さんは専業農家で以前から●●さんから農地の耕作をお願いされていたようで、飼料米を作付けしておりました。問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎金子重博委員 中粕尾の件は、中粕尾の●●さんから東京都江戸川区の農業●●さんへの売買です。●●さんは農地所有適格法人である●●の取締役で法人の農業従事者です。●●は中粕尾に営農型太陽光発電設備の整備を進めており、今回の件もその一部でありまして、太陽光発電に関する国の制度上の制約から土地の名義を個人にするものであり、問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎青木正好委員 5番、久野の件ですが、西沢町の●●さん、北半田の●●さんから、久野の●●さんへの売買です。●●さんと●●さんは姉妹です。相続を姉妹2人で2分の1ずつということですが、農業はやらないので●●さんに売買するということです。6番、北半田の件は、北半田の●●さんから同じ北半田の●●さんへの売買です。●●さんの自宅横に●●さんの農地がありまして、●●さんが前々から取得したいということでしたが、50a未満の面積しか農地がないので買えなかったのですけれど、農地法の改正により50a未満でも買えることになりましたので、今回農地を買って畑として使いたいということです。何ら問題無いと思いますのでご承認のほどお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎竹澤 靖委員 4番についてですが、議案書16ページの報告第5号で同じ土地が錯誤で取り消しになっていますが、今回の申請とどこが違うのか教えてください。

◎事務局（田野井主査） 今回の●●さんから●●さんへの売買の件ですが、前回6月の農業委員会で、●●さんが役員を務める農地所有適格法人●●が取得するということになりましたが、その隣の土地も以前に●●で取得していました。隣接する土地の名義が同じであると、営農型太陽光の申請が隣と同じ名義ではできないという決まりがありまして、今回は法人ではなく、法人で取得するものを取り消して個人名義で、柵葺成の取締役の方が取得するという形になるということです。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から6番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。3ページをお開きください。1番、北半田における●●さん申請の農家用住宅敷地拡張への転用については、東及び南を道路、西及び北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。なお本件は、許可前に一部分にがれき等が堆積していたことから始末書付きとなっております。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎奈良茂男委員 8月17日に私と田野井委員、橋本事務局長、宇賀神係長、永嶋主査の5名で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第4条1項の規定による許可申請、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての現地調査結果を報告します。1番、北半田の件は、清須第2小学校から南へ約580mのところ、農家用住宅敷地拡張のための転用です。周囲の状況から見て問題は無いと思われませんが、現地は一部瓦れきが敷かれており、始末書が必要と見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎青木正好委員 1番、北半田、●●さんの件ですが、●●さんの宅地の前に田があるのですが、自宅の敷地が狭いのでそこを拡張して駐車場にしたいとのこと。見に行ったところ

をブロック等が置かれていましたので、始末書付きになりますよと話しておきました。その他は問題ありませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。4ページをお開きください。1番、栃窪における●●申請の園芸用土採取への一時転用については、東と西を道路、南を原野、北を山林に囲まれた農地です。また申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、下沢における●●さん申請の一般住宅への転用については、東を宅地及び畑、西を宅地及び道路、南を畑、北を畑に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。3番、上久我における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東及び南を道路、西を雑種地、北を田に囲まれた農地です。また申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。4番、上石川における●●さん申請の園芸用土採取への一時転用については、東を畑及び宅地、西を畑、南及び北を道路に囲まれた農地です。また申請地は、農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。5番、磯町における●●さん申請の一般住宅への転用については、東、西及び南を畑、北を道路に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。6番及び7番は、いずれも中粕尾における●●申請の太陽光発電設備への転用であり、近隣地のため一括して説明いたします。本件は、土地所有者が異なるため、所有者ごとの申請になっています。6番は、東及び北を畑、西及び南を道路に囲まれた農地です。7番は、東と西を道路、北を雑種地、南を畑に囲まれた農地です。また申請地は、どちらも農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。8番、上粕尾における●●さん申請の木材置場への転用については、東を水路、西及び北を山林、南を道路に囲まれた農地です。また申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。9番、10番及び11番は、いずれも上永野における●●さん申請の木材置場への転用であり、一体の事業であるため一括して説明します。本件は土地所有者が異なるため所有者ごとの申請となっております。9番は東を道路、西、南及び北を畑に囲まれた農地です。10番は東及び西を道路、南を畑及び道路、北を畑に囲まれた農地です。11番は東を道路、西及び南を畑、北を宅地に囲まれた農地です。また、いずれの申請地も農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。12番、北半田における●●さん申請の道路への転用については、東及び南を道路、西及び北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・

その他の農地に区分されます。以上、5条転用12件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた

◎奈良茂男委員 私の方で1番から6番を説明いたします。7番から12番につきましては、田野井委員の方で報告をお願いしたいと思います。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての現地調査結果を報告いたします。1番、栃窪の件は、菊沢東小学校から南西約800mのところ、賃借権設定による園芸用土採取への一時転用です。周囲の状況から見まして問題は無いと見て参りました。2番、下沢の件は、西小学校から北へ約2.5kmのところ、使用貸借権設定による一般住宅への転用です。これも周囲の状況から見て、問題無いと見て参りました。3番、上久我の件は、旧久我小学校、上都賀郡市医師会附属准看護学校から南西約500mのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から見て問題無いと見て参りました。4番、上石川の件は北犬飼中学校から南西へ約1.5kmのところ、賃借権設定による園芸用土採取への一時転用です。周囲の状況から見ても問題はないと見て参りました。5番、磯町の件は、南押原コミュニティセンターから南へ約500mのところ、賃借権設定による一般住宅への転用です。ここも周囲の状況から見て問題が無いと見て参りました。6番、中粕尾の件は、粕尾コミュニティセンターから西へ約1.6kmのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から見て問題はないと見て参りました。以上です。

◎田野井晃造委員 7番から報告させていただきます。7番、中粕尾の件は、粕尾コミュニティセンターから北西へ約1.6kmのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。隣接地には同様の太陽光発電施設が設置されており、問題は無いと見て参りました。8番、上粕尾の件は、上粕尾郵便局から北西へ約240mの所で、売買による木材置場への転用です。周囲の状況から問題は無いと見てまいりました。9番及び10番、11番の上永野の件については、同一事業のためまとめて報告いたします。申請地は、永野小学校から南東へ約360mの所で賃借権設定による木材置場への転用です。隣接地は譲受人が経営する木材製材所であり、また周囲の状況から問題はないと見てまいりました。12番、北半田の件は、清州第2小学校から南へ約580mのところ、売買による道路への転用です。先ほど承認された、議案第2号の1番に隣接するところであり、また周囲の状況からも問題は無いと見てまいりました。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、栃窪の件は、上野町の農業、●●さんから西茂呂の園芸用土採取販売業●●への、賃借権設定による園芸用土採取の為の一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしくお願いいたします。

◎高村秀男委員 2番の下沢の件ですが、事務局と現地調査員の説明のとおりになっております。今の住宅が手狭になったので新しく建て直したいということで、その申請がございました。よろしく願いいたします。

◎小林和夫委員 3番ですが、●●さんは旦那さんが亡くなってから耕作をしていないという状況が続いておりまして、このたび太陽光発電の会社を買収して太陽光発電設備を設置することで話が進められています。地元民を対象にして太陽光業者が説明をしたという経緯もございます。事務局及び現地調査員の報告のとおりでございまして、問題ありませんのでよろしく願いいたします。

◎早乙女八重子委員 4番、上石川の●●さんの件ですが、現地は雑草が生えていたり野菜を作っている場所もありますが、事務局と現地調査員の報告のとおり、一時転用ということで問題無いと思っておりますのでよろしく願いいたします。

◎安生芳子委員 5番、磯町の件ですが、●●さんから同じ磯町の●●さんへの使用貸借権設定による一般住宅への転用です。●●さんは●●さんの娘です。現地調査員の報告のとおり問題はありますので、ご承認をよろしく願いいたします。

◎金子重博委員 6番と7番の中粕尾の件は、近隣地であり転用事業者が同一であることから併せて説明します。6番は、中粕尾の●●さんから、7番は中粕尾の●●さんから、ともに香川県高松市の太陽光発電事業●●への売買による太陽光発電設備のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認願います。8番、上粕尾の件は、沖縄県浦添市の●●さんから上粕尾農林業、●●さんへの売買による木材置場のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありますのでご承認をお願いいたします。9番、10番、11番の上永野の件は、隣接した一帯の事業であるため一括して説明いたします。9番は上永野の●●さんから、10番は上永野の●●さんから、11番は上永野の●●さんから、上永野の木材製材業の●●さんへの賃借権設定による木材置場のための転用です。本件は今年3月の総会において、農業振興地域の除外について審議し、問題無しと判断した案件であり、現地調査員の報告のとおり問題はありますので、ご承認をお願いいたします。

◎青木正好委員 12番北半田の件です。北半田の●●さんから北半田の●●さんへの売買です。先ほどの議案第2号の農家用住宅敷地拡張に伴う転用に合わせて、●●さんの住宅への進入道路がちょっと狭いので、それに合わせて買い受けして住宅進入道路の拡幅を行いたいということであります。現地調査員のとおり何の問題もありませんのでよろしく願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎竹澤 靖委員 2番の下沢の件で教えていただきたいのですが、申請地が2ヶ所に分かれています。住宅を作るのは多分大きい方だと思いますが、この住宅予定地の周りの白い部分は宅地ということでしょうか。住宅へ入る接続が疑問だったので教えてください。

◎高村秀男委員 予定地は宅地と地続きになっておりまして、要は庭先に作るかたちになります。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から12番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和5年8月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページをご覧ください。新規の利用権設定が2件、6筆、26,479㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案4号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番及び2番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時55分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和5年8月24日

議 長

署名委員

署名委員
